陳情第１１１号	受理年月日	令和８年７月２９日
付託委員会	総務財政委員会	
件　　名	地方自治法上の直接請求制度における電子署名導入に向けた法整備を求める意見書の提出に関する陳情について	

要　旨

本陳情は、北九州市が掲げる「行政ＤＸ」の理念に基づき、住民参政権の根幹である直接請求制度を現代のデジタル社会に適応させることで、以下の効果が期待できる。

１．住民参加の促進：現行の対面・戸別訪問を前提とした署名活動は、共働き世帯の増加や生活環境の変化により、住民・請求者双方にとって大きな負担となっている。電子署名の導入により、場所や時間を問わず署名が可能となり、特に次世代を担う若年層の政治参加を容易にする。

２．行政事務の効率化とコスト削減:提出された膨大な署名の有効性を、選挙管理委員会が短期間に目視・手作業で突合する現行の事務作業は、多大な行政コストと職員負担を強いている。デジタル化により名簿照合作業の自動化が可能となり、事務の劇的な効率化が図れる。

３．本人確認の高度化と不正防止：公的個人認証（ＪＰＫＩ）は、改ざんが極めて困難な技術であり、署名時にリアルタイムで厳密な本人確認が可能である。これにより、過去に他自治体で発生したような大規模な署名偽造事件を技術的に未然に防ぎ、制度の正当性と信頼性を強固なものにする。

４．北九州市ＤＸ推進との整合性：本市はデジタル変革を積極的に推進しているが、直接請求という極めて重要な住民参加手続がアナログのままでは、真のＤＸとは言えない。本制度の改善は、市民の利便性向上と透明性の高い民主主義の実現に寄与するものである。

なお、本提案はデジタル化を強制するものではなく、「紙の署名簿」との併用を前提としている。デジタルに不慣れな層を排除せず、すべての市民が自分に合った方法で意思表示できる環境を整えるための制度改善を求めるものである。現在の地方自治法施行令では、直接請求に物理的

（続　く）

な署名が求められており、本市独自の判断では電子化できない。ゆえに、国に対して速やかな法整備を求める意見書の提出を、市議会として決定していただくよう陳情する。

陳情事項

１．地方自治法が定める直接請求制度(条例の制定もしくは改廃の請求、議会の解散請求、議員及び長等の解職請求）において、マイナンバーカードの公的個人認証(ＪＰＫＩ)等を用いた電子署名を有効な署名として認めるよう、国に対し地方自治法施行令等の必要な法整備を求める意見書を提出すること。

２．電子署名の導入に当たっては、従来の「紙の署名簿への自署」を選択する権利を維持し、デジタルとアナログを併用できる「ハイブリッド型」の制度設計を国に要望すること。